



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年2月23日(金) 第9577号

目次

	ページ
告 示	
○保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課)	2
○家畜伝染病発生報告(畜産課)	3
○道路の区域変更(道路管理課)	3
○道路の供用開始(同)	3
公 告	
○群馬県公立大学法人への権利及び義務の承継(総務課)	4
○開発工事の完了(建築課)	4
選挙管理委員会告示	
○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正	5
人事委員会公告	
○平成30年度群馬県警察官A等採用試験の実施	5

■ 告 示

◎群馬県告示第41号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年2月23日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 前橋市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、前橋市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 前橋市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
前橋市(次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 前橋市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び前橋市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第42号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

平成30年2月23日

群馬県知事 大澤 正 明

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所	処置
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	平成30年1月19日	前橋市	法令殺

◎群馬県告示第43号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月23日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	354号	館林市富士原町866番の1地先から同市新宿二丁目31番の2地先まで	前	18.5~28.2	38.3
			後	18.5~34.1	38.3

◎群馬県告示第44号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月23日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	354号	館林市富士原町866番の1地先から同市新宿二丁目31番の2地先まで	平成30年2月23日

■ 公 告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第66条第1項の規定により、平成30年4月1日に成立予定の群馬県公立大学法人に権利及び義務を承継させるので、次のとおり関係書類を閲覧に供する。

なお、異議のある債権者は、閲覧期間満了の日までに書面で知事にその旨を申し出ることができる。

平成30年2月23日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 閲覧に供する書類 群馬県公立大学法人の成立の日現在における群馬県公立大学法人の資産及び負債の見込みを明らかにする書類
- 2 閲覧場所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県総務部総務課
- 3 閲覧期間 平成30年2月26日(月)から同年3月26日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 4 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

平成30年2月23日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字中野字荒神850-4	太田市南矢島町363番地 ペシエール102号 竹沢勲、竹沢沙織
2	邑楽郡邑楽町大字篠塚字大黒1430-9、1435-7の一部	邑楽郡邑楽町大字篠塚1431番地8 須藤雄二、須藤真澄
3	邑楽郡邑楽町大字篠塚字大黒1458-4	邑楽郡邑楽町大字赤堀2269番地2 山口陽輔、山口江美子
4	邑楽郡千代田町大字赤岩字下辰3144-1	館林市富士原町1241番地90 ベルソーA-201 加藤栄二
5	邑楽郡邑楽町大字篠塚字八丁4-3、5-1、6-2、6-4、6-5、37-1、37-2、37-3	邑楽郡邑楽町大字篠塚38番地1 株式会社グリーンマテリアル 代表取締役 山下隼平
6	邑楽郡明和町梅原1065-1	邑楽郡明和町梅原1066番地 関口始、関口翔
7	邑楽郡邑楽町大字赤堀字笹原1952-2、1952-4	邑楽郡邑楽町大字赤堀1952番地 立澤利男
8	吾妻郡高山村大字中山字岩之上2355-1、2356-3の一部、2370-20、2382-10、2384-2	吾妻郡高山村大字中山2856番地1 高山村長 後藤幸三

9	佐波郡玉村町大字上之手2052-2	伊勢崎市中町697番地 エディフィス・ハギ フラ35-106 吉田典央、吉田しほり
---	-------------------	---

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第16号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示(昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

平成30年2月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

表2の項中 「特別養護老人ホーム のぞみの苑 同 相生町五丁目493番地」を 「特別養護老人ホーム ショートステイふたば ケアハウスふたば 特別養護老人ホーム 愛老園 伊勢崎市太田町686」

のぞみの苑 同 相生町五丁目493番地
同 広沢町一丁目2643番地の1
同 広沢町一丁目2643番地の1 に、「特別養護老人ホーム 鎬泉苑(ユニット型) 同
愛老園 伊勢崎市太田町686」

「特別養護老人ホーム 鎬泉苑(ユニット型) 同 下高瀬724
下高瀬724」を 特別養護老人ホーム妙義 同 妙義町下高田1888番地1 に
特別養護老人ホーム妙義するすみ 同 妙義町下高田1887番地1」

改める。

■ 人事委員会公告

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第18条の規定により、平成30年度群馬県警察官A等採用試験を次のとおり行います。

平成30年2月23日

群馬県人事委員会委員長 森田均

- 1 試験区分及び採用予定人員 警察官A(男性)(54名程度)、警察官A(女性)(11名程度)、警察官A(武道指導)(2名程度)、警察官B(男性)特別(18名程度)及び警察官B(女性)特別(4名程度)
- 2 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たります。また、「武道指導」の試験区分で採用された人は、この職務内容に加え柔道又は剣道の指導も行います。

3 受験資格

(1) 年齢及び学歴

- ア 警察官A(男性) 昭和60年4月2日以降に生まれた男性で、かつ、次のいずれかに該当する人
 - (イ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した人又は平成31年3月31日までに大学を卒業する見込みの人
 - (イ) 人事委員会が(イ)に掲げる人と同等の資格があると認める人
- イ 警察官A(女性) 昭和60年4月2日以降に生まれた女性で、かつ、次のいずれかに該当する人
 - (イ) 大学を卒業した人又は平成31年3月31日までに大学を卒業する見込みの人

- (イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人
- ウ 警察官A(武道指導) 昭和60年4月2日以降に生まれ、柔道又は剣道において卓越した技能を有する人で、かつ、次のいずれかに該当する人
- (ア) 大学を卒業した人又は平成31年3月31日までに大学を卒業する見込みの人
- (イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人
- エ 警察官B(男性)特別 昭和60年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた男性で、平成30年10月1日から勤務可能な人。ただし、次のいずれかに該当する人を除く。
- (ア) 大学を卒業した人又は平成30年9月30日までに大学を卒業する見込みの人
- (イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人
- オ 警察官B(女性)特別 昭和60年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた女性で、平成30年10月1日から勤務可能な人。ただし、次のいずれかに該当する人を除く。
- (ア) 大学を卒業した人又は平成30年9月30日までに大学を卒業する見込みの人
- (イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人
- (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
- ア 日本国籍を有しない人
- イ 地方公務員法第16条の規定に該当する人
- (ア) 成年被後見人又は被保佐人
- (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (ウ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (エ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験日及び場所

- (1) 第1次試験 平成30年5月13日(日)
- 群馬県総合交通センター(前橋市元総社町80番4号)
- 群馬県警察学校(前橋市元総社町80番5号)
- 県立前橋商業高等学校(前橋市南町四丁目35番地の1)
- (2) 第2次試験 平成30年6月に前橋市内で実施の予定(試験の詳細は、第1次試験の合格通知書で通知します。)
- (3) 第3次試験 平成30年7月に群馬県庁で実施の予定(試験の詳細は、第2次試験の合格通知書で通知します。)

5 試験種目

- (1) 第1次試験
- ア 教養試験(択一式)
- イ 論(作)文試験(論(作)文試験の採点は、第2次試験で行います。)
- ウ 実技試験(「武道指導」区分に限る。)
- エ 資格技能審査(「武道指導」区分を除く。)
- (2) 第2次試験
- ア 人物試験(「武道指導」区分を除く。)
- イ 体力検査
- (3) 第3次試験

- ア 人物試験
- イ 身体外形検査
- ウ 身体精密検査

(4) 身体外形検査には、次の合格基準があります。

ア 男性(武道指導を除く。)

- (ア) 身長 おおむね160cm以上であること。
- (イ) 体重 おおむね47kg以上であること。
- (ウ) 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
- (エ) 色覚 職務遂行に支障がないこと。
- (オ) 聴力 職務遂行に支障がないこと。
- (カ) 五指腕関節その他 職務遂行に支障がないこと。

イ 女性(武道指導を除く。)

- (ア) 身長 おおむね150cm以上であること。
- (イ) 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
- (ウ) 色覚 職務遂行に支障がないこと。
- (エ) 聴力 職務遂行に支障がないこと。
- (オ) 五指腕関節その他 職務遂行に支障がないこと。

ウ 武道指導

- (ア) 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
- (イ) 色覚 職務遂行に支障がないこと。
- (ウ) 聴力 職務遂行に支障がないこと。
- (エ) 五指腕関節その他 職務遂行に支障がないこと。

6 申込手続、受付期間等

(1) 試験案内の配布場所

ア 群馬県人事委員会事務局(県庁26階)、県民センター(県庁2階)、群馬県警察本部(前橋市大手町一丁目1番1号)、県内の各警察署、交番及び駐在所、県の各行政県税事務所、群馬県東京事務所(東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館8階)並びにぐんま総合情報センター(東京都中央区銀座五丁目13番19号デュープレックス銀座タワー5/13)で配布します。なお、ぐんま総合情報センターは平成30年3月下旬に移転を予定していますので、配布は同月21日(水)までとします。

イ 郵送で試験案内を請求する場合は、表に赤で「警察官A等試験案内請求」と書いた封筒に、宛先を明記した角形2号の返信用封筒(A4判が入る大きさで、140円分の切手を貼ったもの)を同封の上、群馬県警察本部警務課まで請求してください。

(2) 申込手続

ア インターネットによる場合 職員・警察官採用情報ホームページ(<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>)にアクセスして、「インターネット申込(電子申請)」をクリックし、ぐんま電子申請受付システムから内容をよく読んで申し込んでください。

イ 郵送による場合 申込書及び受験票に必要な事項を記入し、受験票に62円切手を貼り、群馬県警察本部警務課に郵送してください。郵送の方法は、簡易書留とし、封筒の表に赤で「警察官〇〇申込」(〇〇には、試験区分を記入)と書いてください。

(3) 受付期間

ア インターネットによる場合 受付期間は、平成30年3月19日(月)から同年4月5日(木)23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。

イ 郵送による場合 受付期間は、平成30年3月19日(月)から同年4月6日(金)までです。同日までの消印のあるものに限り受け付けます。

ウ 期限経過後の申込みは、一切受け付けません。

エ 本申込書は、郵便法(昭和22年法律第165号)に規定する信書に該当するため、ゆうメールや宅配便等での送付はできません。

オ なお、同一人からの複数の申込みがあった場合は、群馬県警察本部警務課で最初に受付をしたものを有効とします。

(4) 受験票の送付

ア インターネットにより申込みをした場合 平成30年4月19日(木)頃、ぐんま電子申請受付システム上で受験票を交付しますが、同月26日(木)までに受験票がダウンロードできない場合は、群馬県警察本部警務課(電話027-243-0110 内線2652)にお問い合わせください。

イ 郵送により申込みをした場合 平成30年4月19日(木)頃受験票を発送しますが、同月26日(木)までに届かない場合は、群馬県警察本部警務課(電話027-243-0110 内線2652)にお問い合わせください。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、群馬県警察本部長からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。

(3) 採用は、警察官A(男性・女性・武道指導)は平成30年4月1日の予定です。警察官B(男性・女性)特別は平成30年10月1日の予定です。

8 給与 警察官A採用試験に合格して採用された人の給料月額(地域手当含む。100円未満切捨て)は、215,800円です。また、警察官B特別採用試験に合格して採用された人の給料月額(地域手当含む。100円未満切捨て)は、短期大学卒業者にあつては198,100円、高等学校卒業者にあつては182,700円です。ただし、大学院を卒業した人、採用前に民間企業等に勤務したことのある人等は、一定の基準により増額されます。なお、このほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
